

和歌山県立医科大学次世代医療研究センター管理運営委員会規程

制 定 令和3年3月29日和医大規程第89号

(趣旨)

第1条 この規程は、和歌山県立医科大学次世代医療研究センター設置規程第6条の規定に基づき設置する和歌山県立医科大学次世代医療研究センター管理運営委員会（以下「管理運営委員会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 管理運営委員会は、学長の諮問に基づき、和歌山県立医科大学次世代医療研究センター（以下「センター」という。）に関し、次に掲げる事項について審議し、及びこれらの事項に関して学長に対し助言又は報告をするものとする。

- (1) センターが所管する施設（以下「施設」という。）の有効活用に関する事項
- (2) 施設の使用許可及び施設使用料に関する事項
- (3) その他センターの管理運営に関し必要な事項

(委員)

第3条 管理運営委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。

- (1) センター長
- (2) 副センター長
- (3) 医学部長
- (4) 保健看護学部長
- (5) 薬学部長
- (6) 附属病院長
- (7) 産官学連携推進本部長
- (8) バイオメディカルサイエンスセンター長
- (9) 事務局長
- (10) その他施設使用者のうちセンター長が必要と認めたる者

(会議)

第4条 管理運営委員会に委員長を置き、センター長をもって充てる。

2 委員長は、管理運営委員会の会議を主宰する。

3 委員長に事故があるときは、前条第1項第2号の委員がその職務を代理する。

(会議の成立等)

第5条 管理運営委員会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

2 管理運営委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第6条 管理運営委員会は、必要があるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 管理運営委員会の庶務は、当分の間、関連部署の協力を得て、薬学部事務室において行う。

(使用許可)

第8条 施設の一区画を中期的に使用しようとする者は、和歌山県立医科大学次世代医療研究センター使用許可申請書（別記第1号様式）を理事長に提出し、その許可を受けなければならない。

2 前項に規定する中期的使用とは、原則として、6か月から3年までの期間をいい、更新することができるものとする。

(その他)

第9条 この規程に定めるもののほか、管理運営委員会に関し必要な事項は、センター長が別に定める。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。